

製品カテゴリールール (PCR)

(認定 PCR 番号 : PA-959900-AQ-05)

対象製品 : 使用済み製品回収サービス

Product Category Rule for “Trade-in Service”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「使用済み製品回収サービス」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日等	2023 年 5 月 10 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 神崎 昌之 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	<input checked="" type="checkbox"/> ISO14040 : 2006 <input checked="" type="checkbox"/> ISO14044 : 2006 <input checked="" type="checkbox"/> ISO14025 : 2008 <input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14067 : 2013	<input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14027 : 2017 <input type="checkbox"/> ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-959900-AQ-05	2023年5月10日	改訂 1-1 地理的範囲を追加
PA-959900-AQ-04	2023年1月6日	改訂 プログラム運営者住所変更
PA-959900-AQ-03	2022年4月1日	改訂 プログラム名称変更
PA-959900-AQ-02	2019年10月1日	改訂 運営者およびプログラム名変更
PA-959900-AQ-01	2018年12月28日	認定 (エコリーフとCFPプログラムの統合により、CFPプログラム「PA-DZ-01 使用済み製品回収サービス」CFP-PCRを元に新規作成)

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「使用済み製品回収サービス」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	使用済み製品の回収サービス（下取りを含む）を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> この PCR は、消費者等が不要となった小型電子機器や衣料品、インクカートリッジ等の使用済み製品や食品トレイ等の容器包装を、店頭等へ持参する、回収ボックスへ投入するなどにより回収するサービスを対象とする。 ただし、自社で製造もしくは販売している製品と同一種別の製品を回収するサービスのみを対象とする。 プリンターやコピー機で使用されるトナーカートリッジやインクカートリッジ等、メーカーや販売店等が排出場所まで出向き、処理工場まで輸送する、回収サービスも対象とする。 この PCR の対象となる使用済み製品は、消費者向けかつ消費者が自身で回収場所へ運ぶことが可能な製品（小型電子機器、インクカートリッジ、衣類、食品トレイ等）および事業者向けのトナーカートリッジとする
2-2	機能	使用済み製品を回収し、処理サイトまでの回収運搬、廃棄・リサイクルもしくはリユース処理するサービス。
2-3	算定単位 (機能単位)	回収した同一種類製品 1 kg あたりとする。 同一商品の回収品であり、かつ宣言 認定後 1 年間の間に提供されたサービスについては重量展開 ^(※1) を認める。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済み製品の回収（回収拠点の運用） 回収された製品の処理サイトまでの回収運搬 回収された製品の廃棄・リサイクルに関する処理 各ライフサイクル段階で使用される副資材
3	引用規格および引用 PCR	
3-1	引用規格 および引用 PCR	2018 年 12 月現在、引用する規格、PCR はない。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	①使用済み製品の回収 この PCR では、当該製品の製造もしくは販売事業者が、消費者から同種の製品で使用済みのものを回収する行為を指す。その中には、製品の下取り（製品販売時に、商習慣として、当該製品を購入する消費者から同種の製品で使用済みのものを回収する行為）を含む。また、回収者が販売したものに対象物を限定するものではない。 ②回収ボックス 家庭から排出される資源物（小型家電製品、インクカートリッジ、衣料品、食品トレイ 等）を回収する目的で、自治体やメーカー・流通事業者等が市中の販売店店頭や公共施設等に設置する資源

		<p>物回収専用箱を指す。この PCR では、使用済み製品の一時保管のために、販売店のバックヤード等で使用される保管箱も回収ボックスとして扱う。</p> <p>③リサイクル 一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての利用または焼却熱のエネルギーとして利用する。 【経済産業省ホームページ 資源有効利用促進法 (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/)】</p> <p>④リユース 一旦使用された製品を回収し、必要に応じ適切な処置を施しつつ製品として再使用をする。または、再使用可能な部品を利用する。 【経済産業省ホームページ 資源有効利用促進法 (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/)】</p> <p>⑤副資材 この PCR でいうところの副資材は、回収ボックスおよびこれに準ずる回収用の専用容器、輸送用資材、廃棄・リサイクル段階での投入副資材を指すものとする。</p>
5	製品システム (データの収集範囲)	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収運搬段階 ・廃棄・リサイクル段階 <p>ただし、回収運搬段階と廃棄・リサイクル段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み製品を処理する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・処理工場や店舗などの建設に係る負荷 ・トラック等の輸送機器の製造に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・回収ボックスの内、据え付け型等、繰り返し使用されるものの製造および輸送負荷 ・輸送資材等の内、繰り返し使用されるものの製造および輸送負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 <p>【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。</p>
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 A (規定) に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>

6	全段階に共通して適用する算定方法								
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)および(8-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。							
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。							
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。							
6-4	二次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。							
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。							
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>							
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p> <p>【排出物の計上の取扱い】 一次データが収集できず、かつ妥当なシナリオが設定できない場合は、カットオフしてもよい。</p>							
6-8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。							
7	回収運搬段階に適用する項目								
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 「使用済み製品」を回収拠点で回収するプロセス ② 副資材の製造・輸送プロセス ③ 使用済み副資材の輸送・廃棄物処理プロセス ④ 回収した「使用済み製品」を処理工場まで輸送するプロセス							
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 ① 「使用済み製品」を回収拠点で回収するプロセス <table border="1" data-bbox="422 1944 1500 2024"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名							

	<p>「燃料」 「電力」 「使用済み製品」の回収拠点への投入量</p>	一次またはシナリオ	「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
	② 副資材の製造・輸送プロセス		
	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
	「副資材」 「使用済み製品」の回収拠点への投入量	一次	「副資材（配布物等）」 製造原単位
	「副資材」 「使用済み製品」の回収拠点への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
	③使用済み副資材の輸送・廃棄物処理プロセス		
	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
	「使用済み副資材」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
	「使用済み副資材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
	④回収した「使用済み製品」を処理工場まで輸送するプロセス		
	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
	「使用済み製品」 処理工場への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
	<p>※1 次の項目を一次データとして収集する。</p> <p>[燃料法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 <p>[燃費法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 <p>[トンキロ法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「輸送重量」 <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用済み製品」の種類毎の回収量 		
7-3	一次データの収集方法および収集条	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。	

	件	
7-4	シナリオ	<p>【使用済み製品を回収拠点で回収するプロセスのシナリオ】</p> <p>使用済み製品の回収時（回収場所の運用）のエネルギー消費については、一次データの収集が望ましいが、困難な場合は、次のシナリオを使用してもよい。なお、回収ボックスによる回収と対面による回収は、実際の回収方式に合わせ、そのいずれか一方、または両方を計上する。また、シナリオの一部を使用し、一次データと組み合わせて使用してもよい。</p> <p>「回収ボックスによる回収」</p> <p>回収に係る電力消費量 (kWh) = 店鋪電力消費量 (kWh/m².h) ×空調・照明消費割合 (%) ×回収ボックスの設置面積 (m²) ×営業時間 (h/日) ×設置期間 (日/年)</p> <p>「対面回収による回収」</p> <p>回収に係る電力消費量 (kWh) = 店鋪電力消費量 (kWh/m².h) ×空調・照明消費割合 (%) ×受付カウンターの使用面積 (m²) ×対面回収所要時間 (h)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のデータ収集項目は一次データを収集する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収ボックスの設置面積 (m²) ・ 受付カウンターの使用面積 (m²) (※1) ・ 対面回収所要時間 (h) (※2) ・ 電力消費量 = 0.034 (kWh/m².h) (※3) ・ 空調・照明消費割合 = 74 (%) (※4) ・ 営業時間 = 11.3 (h/日) (※5) ・ 設置期間 = 365 (日/年) (※6) <p>※1 受付カウンターが店内に複数存在する場合は、来店顧客1人または1組に対応する際に使用するカウンターの面積としてもよい。</p> <p>※2 対面回収所要時間については、新契約等の回収以外の業務と組み合わせて実施される場合、実際に回収に係る業務の所要時間だけを計上してもよい。</p> <p>※3 資源エネルギー庁「夏期最大電力使用日の需要構造推計（東京電力管床内）平成23年5月」より卸・小売店（食品スーパーを除く）の「床面積当たりの最大電力需要：34 W/m²」を使用した。ただし、一時保管用の回収ボックスなど、バックヤードでの設置があきらかな場合には3 W/m²を使用しても良い。</p> <p>※4 資源エネルギー庁「夏期最大電力使用日の需要構造推計（東京電力管床内）平成23年5月」より卸・小売店（食品スーパーを除く）の14時断面の電力需要構成の「空調48%」と「照明26%」の合計値とした。ただし、店鋪電力消費量に「3 W/m²」を使用した場合は、空調・照</p>

		<p>明消費割合は100%として算定すること。</p> <p>※5 営業時間(h/日)については、経済産業省 平成19年商業統計「第13表 小売業の産業分類小分類別、営業時間階級別の事業所数(開店時刻・閉店時刻別)の小売業計の営業時間階級を基に算出した。また、一次データの収集が可能な場合は、一次データを使用すること。</p> <p>※6 設置期間については、一次データの収集が可能な場合は、一次データを使用すること。一次データについては、回収ボックスが設置される店舗や施設の休業日は計上しなくてもよい。</p> <p>【使用済み製品を処理工場まで輸送するプロセスのシナリオ】 「回収した「使用済み製品」を処理工場まで輸送するプロセス」については、「輸送手段」および「積載率」についてはシナリオを使用してもよいが、「輸送距離」については、一次データを収集しなければならない。</p>						
7-5	その他	<p>【使用済み製品の回収拠点までの輸送に関する規定】 消費者が使用済み製品を回収ボックス等の回収拠点まで持ち込むまでの輸送については、多様な手段があり、シナリオの設定が困難な為、データ収集項目から除外する。</p> <p>【回収プロセスに係るデータ収集に関する規定】 使用済み製品の回収拠点が多数におよぶ場合は、一部の回収拠点について収集した一次データの平均値で全体の一次データを代用してもよい。ただし、一次データ収集対象とした回収拠点が回収拠点全体に対する偏ったサンプルではないことを担保しなければならない。</p> <p>【訪問により回収する際の規定】 メーカーや販売店が訪問により回収する場合は、「①「使用済み製品」を回収拠点で回収するプロセス」はデータ収集項目から除外し、②～④のプロセスのみデータ収集する。なお、使用者が回収までの間、オフィス等で使用済み製品を保管するプロセスが考えられるが、これは評価の対象としないこととする。</p> <p>【配分に関する特例】 使用済み製品と、通常販売されている製品との間で配分を行う場合は、面積比を基本とするが、面積比での配分が困難な場合は、重量比、金額比、販売数のいずれかを使用してもよい。金額比については、使用済み製品の金額に、新品の販売価格を代用してもよい。</p>						
8	廃棄リサイクル段階に適用する項目							
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 選別・分解処理プロセス</p> <p>② 廃棄物の輸送・処理プロセス</p>						
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 選別・分解処理プロセス</p> <table border="1" data-bbox="422 1758 1492 1836"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名						

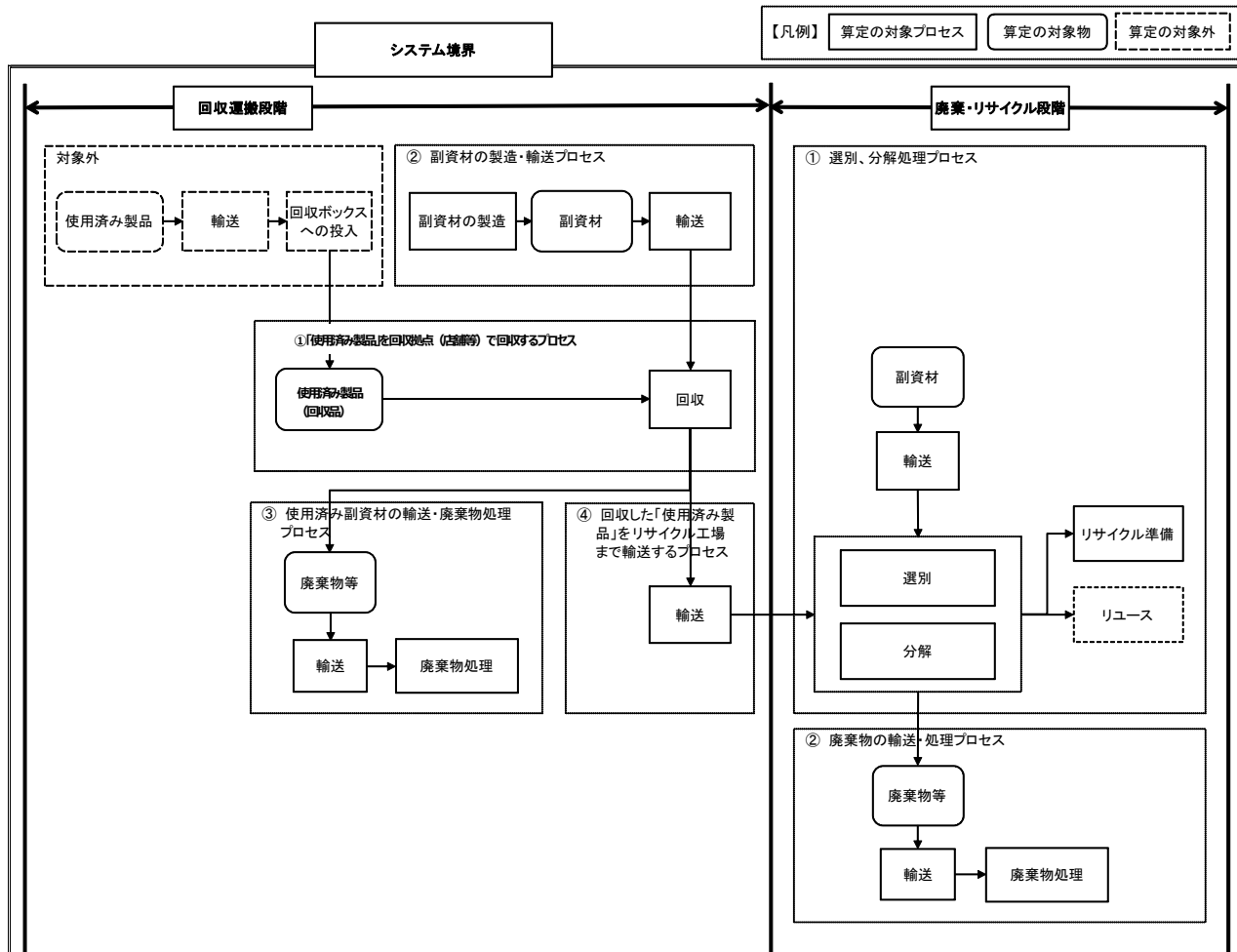
		「水」 「燃料」 「電力」 選別・分解処理プロセスへの投入量	一次または二次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位									
		「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 選別・分解処理プロセスへの投入量	一次または二次	「各副資材」 製造原単位									
		「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」 選別・分解処理サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位									
		※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に順ずる。 選別・分解の処理施設が社外の場合は、その処理に係わる詳細な一次データの収集が困難であることが少なくない。よって、社外から得られた処理に関する一次データの収集項目の網羅性が十分でない場合には、適宜二次データで補完することを認める。 さらに、該当する使用済み製品そのものの処理に関する二次データの収集が困難な場合には、使用済み製品の投入量を活動量とした上で、素材の構成などから類似する使用済み製品の処理に係わる負荷（処理原単位）を乗じて算定を行っても良いが、その妥当性については検証の対象とする。 ② 廃棄物の輸送・処理プロセス											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量 </td> <td>一次 または シナリオ</td> <td> 「各処理方法」 処理原単位 </td> </tr> <tr> <td> 「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） </td> <td>※1</td> <td> 「各輸送手段」 輸送原単位 </td> </tr> </tbody> </table>			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名											
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位											
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位											
		【配分のために収集する一次データ収集項目】 ・リサイクル準備処理の処理量、もしくは、リサイクル準備処理済み品の量 ・リユースの処理量 ・廃棄物の処理方法ごとの排出量											
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。											
8-4	シナリオ	【選別・分解処理シナリオ】 選別・分解処理方法については、一次データの収集が望ましいが、困難な場合は、全量廃棄処理とし、その処理方法については、8-5【廃棄物等の取扱い】の処理方法にしたがう。 廃棄物の種類に関しては、原則として、使用済み製品の素材の構成比から特定する。ただし、使用済み製品の素材の構成比を把握できない場合は、附属書 C（規定）のシナリオを使用しなければならない。											

8-5	その他	<p>【使用済み製品の処理方法に関する規定】 使用済み製品は次に示す処理方法のいずれか、または2つ以上の組み合わせにより処理されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル準備処理 ・リユース準備処理 ・廃棄処理 <p>【リユース準備処理のデータ収集範囲】 回収した製品自体がリユースされる場合には、そのリユースに関連する処理の環境負荷は考慮しない。</p> <p>【リサイクル準備処理のデータ収集範囲】 使用済み製品が選別、分解され、リサイクル対象物を素材として取り出すことが可能な状態となるまで。</p> <p>【データ収集範囲の拡張に関する規定】 合理的にリサイクルの収集範囲内のみのプロセスを対象としてデータ収集することが難しい場合には、リサイクルのデータ収集範囲を含む、より広い範囲のプロセスを対象としてデータ収集しても良い。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 回収された使用済み製品の内、リユース・リサイクルに不適合とされたもの、については以下の方法により、廃棄処理されたものとして扱う。</p> <table border="1" data-bbox="424 1043 1497 1285"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 1043 1171 1122">廃棄物の種類</th> <th data-bbox="1177 1043 1497 1122">処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 1131 1171 1167">主にその素材が金属で構成される製品・部品</td> <td data-bbox="1177 1131 1497 1167">100% 埋立処理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1176 1171 1245">主にその素材がプラスチックや紙、繊維等焼却できるもので構成される製品・部品</td> <td data-bbox="1177 1176 1497 1245">100% 焼却処理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1254 1171 1285">使用済み製品以外の混入物</td> <td data-bbox="1177 1254 1497 1285">100% 埋立処理</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	処理方法	主にその素材が金属で構成される製品・部品	100% 埋立処理	主にその素材がプラスチックや紙、繊維等焼却できるもので構成される製品・部品	100% 焼却処理	使用済み製品以外の混入物	100% 埋立処理
廃棄物の種類	処理方法									
主にその素材が金属で構成される製品・部品	100% 埋立処理									
主にその素材がプラスチックや紙、繊維等焼却できるもので構成される製品・部品	100% 焼却処理									
使用済み製品以外の混入物	100% 埋立処理									
9	LCI 計算、インパクト評価に関する項目									
9-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。								
9-2	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。								
10	宣言方法									
10-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】 以下の項目は表示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収対象期間 ・回収製品の地理的範囲 ・廃棄・リサイクル段階のプロセスのデータ収集範囲を拡張して算定を行った場合、拡張したプロセスの内容 (表示例) <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック素材のペレット化を含む ・衣服の修理・洗浄を含む 								

		・電子部品の洗浄を含む
10-2	エコリーフ ライフサイクル 影響評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響領域は記載しなければならない。 ・気候変動
10-3	エコリーフ ライフサイクル インベントリ分析 関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
10-4	エコリーフ 材料および物質に 関する構成成分	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
10-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
10-6	CFP 算定結果	気候変動（特性化係数には IPCC2013 GWP 100a を用いること）の結果を公開する。
10-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	【任意表示内容の規定】 次の項目は表示をしても良い。 ・使用済み製品の単位製品数あたりの算定結果、およびその算出に用いた使用済み製品の単位当たりの重量 ・材料をリサイクルする場合、代替システム（バージン材料製造）控除分の環境負荷。ただし、控除分の環境負荷を算定する場合、リサイクル準備段階後の材料がリサイクルされるまでの環境負荷も含めて算定すること。また、材料がリサイクルされることを証明する資料を用意すること。
10-8	その他エコデザイン 関連情報 (エコリーフ/CFP 共通)	【推奨表示内容の規定】 以下の事項を記載することが望ましい。 ・エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報
10-9	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

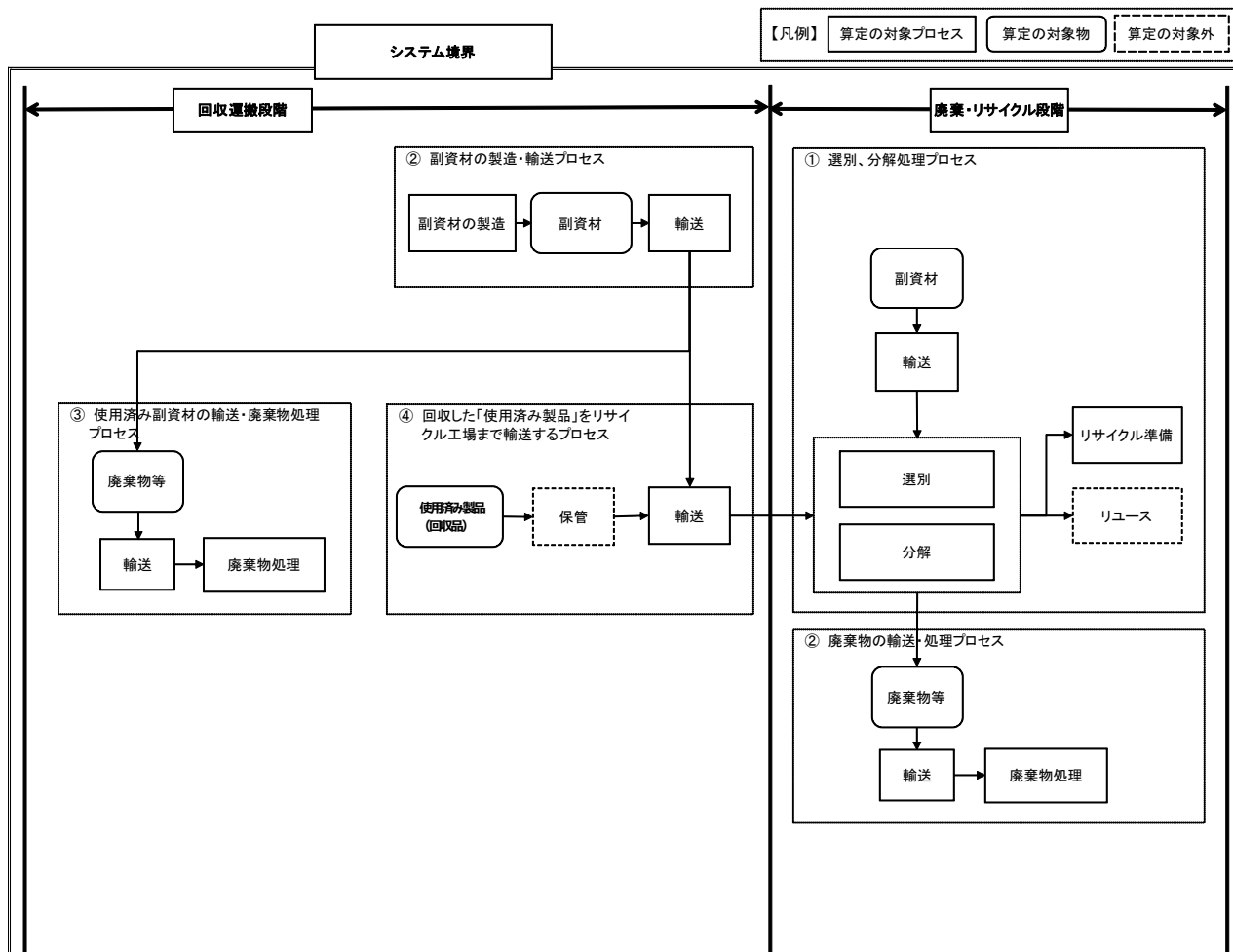
附属書 A : ライフサイクルフロー図の例 (参考)

A1. 店頭等で消費者が持参もしくは回収ボックスへ投入する場合



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略
 ※このフロー図は使用済み製品回収サービスのライフサイクルの概要を示した。特定のサービスのCFP算定にあたっては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること

A2. メーカーや販売者が排出場所へ訪問して回収する場合



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※このフロー図は使用済み製品回収サービスのライフサイクルの概要を示した。特定のサービスのCFP算定にあたっては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること

附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km
- ・県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- ・県間輸送の可能性のある輸送の場合:500 km
- ・特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- ・海外における陸送距離:500 km
- ・港→港:港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
回収運搬段階、 使用済み製品の処理工場 までの輸送 副資材調達輸送 使用済み副資材の輸送	輸送が陸運のみの場合 (回収拠点→選別・分解処理工場)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%(default)
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、回収拠点→港)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%(default)
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→選別・分解処理工場)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%(default)
	副資材調達輸送 (副資材製造サイト→回収拠点)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%(default)
	廃棄物輸送 (使用済み副資材排出サイト→廃棄物 処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%(default)
廃棄・リサイクル段階 廃棄物輸送 副資材調達輸送	副資材調達輸送 (副資材製造サイト→選別・分解処理 工場)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%(default)
	廃棄物輸送 (選別・分解処理施設→廃棄物処理施 設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%(default)

附属書 C：使用済み製品の素材構成シナリオ（規定）

（以下に示す製品以外の回収サービスを検討し、素材構成シナリオを設定する場合は、C-3以降に追加する。追加にあたっては PCR の再レビューを必要とする。）

C-1. 携帯電話

金属	17.5%
プラスチック	82.5%

総務省「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会 リサイクル・ワーキンググループ報告 2009年4月3日」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000016292.pdf)に記載の携帯電話の貴金属・レアメタルの割合の合計を「金属」とし、残りすべてを「プラスチック」とした。

C-2. インクカートリッジ・トナーカートリッジ

プラスチック	100%
--------	------

インクカートリッジ里帰りプロジェクト Web サイト(<http://www.inksatogaeri.jp/~map/pdf/faq.pdf>)に記載の通り、主材料を PP 材（ポリプロピレン）とした。ポリプロピレン以外にも IC 等の部品により構成されるが、IC 等の割合は小さいと考えられ、また、割合を把握することが困難な為、100%プラスチックとした。

C-3. 衣料品

バイオマス	41.5%
非バイオマス	58.5%

衣料の使用実態調査「最も多く使われている繊維素材（2010年）表地の組成」(<http://www.jat-ra.com/edb/edb400/410.xls>)より繊維組成割合を入手できた衣料品 9 品目を対象としてシナリオの作成をおこなった。「商業統計調査・産業編(抜粋) 業種別・衣料品小売販売額（2007年）」(<http://www.jat-ra.com/edb/edb200/202A.xls>)より求めた衣料品の販売額統計および衣類の購入価格（2010年）(<http://www.jat-ra.com/edb/edb400/408.xls>)から衣料品 9 品目の金額比所有比率を算出し、繊維組成割合の加重平均値を求めた。なお、「綿」「毛」をバイオマス、「ポリエステル」および「ポリエステル混紡」を非バイオマスに分類した。